

(様式1) 研究機関職員用

共同研究計画申請書

年 月 日

長崎県 研究機関長 様

提案者 所属
氏名 印

長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領第4条の規定により、下記のとおり共同研究を実施したいので下記のとおり提出します。

記

- (1) 共同研究の課題
- (2) 共同研究の内容
- (3) 共同研究の実施場所
- (4) 共同研究の実施期間
- (5) 共同研究の管理及び分担
- (6) 共同研究に参加する主な研究者の氏名
- (7) 研究成果に係る発明等の実施に関すること。
- (8) 研究成果の公表に関すること。

添付資料 研究原簿

(様式2) 外部機関(企業等)用

共同研究申請書

年 月 日

長崎県 研究機関長 様

申請者 住所
氏名(名称および代表者の氏名) 印

長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領第4条の規定により、下記のとおり共同研究を実施したいので申請します。

記

- (1)共同研究の課題
- (2)共同研究の内容
- (3)共同研究の実施場所
- (4)共同研究の実施期間
- (5)共同研究の管理及び分担
- (6)共同研究に参加する主な研究者の氏名
- (7)研究成果に係る発明等の実施に関すること。
- (8)研究成果の公表に関すること。
- (9)その他

(様式3)

共同研究承諾書

年 月 日

様

長崎県 研究機関長 印

平成 年 月 日付で申請のあった「 共同研究課題名 」の共同研究については、長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領第5条の規定によりこれを承諾します。

なお、共同研究については下記の事項の承諾をもって実施します。

記

1. 秘密の保持

共同研究者は事前の文書による了解を得ない限り、共同研究に係る研究成果、ノウハウ等の秘密を第三者に漏洩してはならない。なお、秘密を保持する期間については、別途定めることができるものとする。

2. 特許の出願

共同研究者は、共同研究の結果生じた発明については、長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領第12条の規定により共同出願契約を締結し、共同して当該発明に係る特許出願を行うものとする。

3. 研究成果のとりまとめ

共同研究者は、本共同研究終了後、速やかにその研究成果の概要を報告書としてとりまとめ研究機関長に対して提出するものとする。(様式5)

4. 共同研究の解除

研究機関長は、共同研究者がその責めに帰すべき理由により長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領に定める義務を履行しないときは、この研究を中止することができる。

5. その他

上記で定めるもののほか、必要な事項は別途協議して定める。

(様式4)

共同研究契約書

長崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項に従い〇〇〇〇〇に関する共同研究の実施及び成果の取扱いに関する契約を締結する。

(共同研究)

第1条 甲及び乙は、次の研究を実施する。

- 一 共同研究課題名
- 二 共同研究内容および目標
- 三 共同研究実施場所
- 四 共同研究の実施期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(共同研究の管理及び分担)

第2条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる研究を分担する。

- 2 甲及び乙は、それぞれ分担した研究についての管理を行うものとする。但し、甲はこの共同研究の効率的推進を図るため必要があるときは、甲乙協議のうえ、この共同研究を一体的に管理することができる。
- 3 甲及び乙は、それぞれ前条第3号の実施場所において別表第2に掲げる研究員を当該共同研究に参加させるものとする。
- 4 甲及び乙は、他のこの契約当事者全員の事前の書面等による同意を得ることなく、自己の担当業務（双方が担当している場合を含む）の全部または一部を、第三者に委託してはならない。

(共同研究に要する経費及びその負担)

第3条 甲及び乙は、それぞれ前条第1項の規定による、分担した研究に要する経費を別表第3のとおり負担する。

(研究員等の派遣)

第4条 甲及び乙は、本共同研究を実施するに際し、必要があると認める場合には、相互に共同研究を実施する職員を派遣することができる。

(研究用資材等に対する注意義務)

第5条 甲及び甲に属する研究員は、当該共同研究が終了するまでは、乙が提供した研究用資材等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 前項の規定は、乙及び乙に属する研究員について準用する。

(共同研究の中止、期間の延長及び損害賠償)

第6条 甲又は乙は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ、当該共同研究を中止又は、実施期間を延長することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定により、当該共同研究を中止した場合において、乙又は甲が受けた一切の損害について賠償する責を負わないものとする。

(ノウハウの指定)

第7条 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるもの(実験データ、サンプル等の試料、図面等の技術情報を含む)(以下「ノウハウ」という。)について、甲及び乙が、共同で創製したときは、速やかにその指定をするものとし、かかるノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を当該創製したこの契約当事者が協議のうえ決定する。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は相手方の事前の文書による了解を得ない限り、本共同研究に係る研究成果、ノウハウ、この契約に基づき相手方から開示された技術情報並びにこの契約に関連して知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩してはならない。但し、公知のものはこの限りでない。

2 前項に係る秘密を保持する期間については、甲乙協議のうえ、定めることができる。

(特許出願)

第9条 甲又は乙は、甲に属する研究員又は乙に属する研究員が、共同研究の結果、それぞれ独自に発明を行った場合において、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、あらかじめ乙又は甲の同意を得るものとする。

(特許の共同出願)

第10条 甲及び乙は、共同研究の結果、共同して発明を行った場合には、共同出願契約を締結し、共同して当該発明に係る特許出願を行うものとする。ただし、乙は、その特許を受ける権利を甲乙協議のうえ甲に承継することができるものとする。

(優先実施権)

第11条 甲は、当該共同研究の結果生じた発明であって、甲に承継された特許を受ける権利又は、これに基づき取得した特許権(第9条の規定により甲が特許出願を行ったものを除く、以下「甲に承継された特許権等」という。)を乙又は甲が指定する者に限り、当該共同研究終了の日から5年間優先的に実施させることができる。

2 甲は、当該共同研究の結果生じた発明であって、甲及び乙の共有に係る特許を受ける権利又は、これに基づき取得した特許権(以下「共有に係る特許権等」という。)を乙及び甲と乙が協議して指定する者に限り、当該共同研究終了の日から5年間優先的に実施させることができる。

(第三者に対する実施の許諾)

- 第12条 甲は、乙又は甲が指定する者が甲に承継された特許権等を前条に定める優先的実施の期間（以下「優先実施期間」という。）の第2年以降において正当な理由なくして実施しないときは、乙及び甲が指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該権利の実施を許諾することができる。
- 2 前項の規定は、乙又は甲と乙が協議して指定する者が共有に係る特許権等を優先実施期間の第2年以降において正当な理由なくして実施しないときについて準用する。
- 3 甲は、前条第1項の規定により、乙又は甲が指定する者に優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先実施期間中においても第三者に対し、当該権利の実施を許諾することができる。
- 4 前項の規定は、第三者が共有に係る特許権等を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときについて準用する。
- 5 甲は、第2項及び第4項の規定により、第三者に対し共有に係る特許権等の実施を許諾しようとするときは、特許法第33条第4項又は同法第73条第3項の規定にかかわらず単独で当該権利の実施を許諾することができる。

(実施料)

- 第13条 乙又は甲が指定する者は、甲に承継された特許権等を実施しようとするときは甲の許諾を得た後、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、共有に係る特許権等を実施しようとするときは、甲に対し、別に実施契約で定める実施料を支払わなければならない。
- 3 共有に係る特許権等を、甲と乙が協議して指定する者又は第三者に実施させた場合の実施料は、当該特許権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに帰属するものとする。

(特許料等)

- 第14条 甲及び乙は、共同出願に係る出願料、出願審査の請求料、その他必要な手数料（以下「出願料等」という。）を当該終共有に係る特許権等に係る甲及び乙の持分に応じ負担しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項に定める出願料等を負担しないときは、乙が当該権利に係る乙の特分を放棄したものとみなすことができる。

(技術知識書)

- 第15条 乙は、甲が必要と認めて特に指定したときは、当該共同研究の結果得た技術上の知識等を文書として甲に提出しなければならない。

(研究成果の公表等)

- 第16条 甲又は乙は、第1条第4号に定める共同研究の実施期間中において、研究成果を乙又は甲以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ乙又は甲と協議するものとする。

- 2 甲は、共同研究の実施期間終了後、研究成果を公表するものとする。ただし、乙が業務上の支障があるため、甲に対し研究成果を公表しないよう申し入れたときは、甲は乙の利害に関係ある事項について、期間を限ってその全部又は一部を公表しないことができる。
- 3 甲は、第12条の規定により、第三者に対し実施の許諾をすることとしたときは、前項ただし書きの規定にかかわらず許諾を受ける第三者に対し研究成果を開示することができるものとする。
- 4 乙は、共同研究の実施期間終了後、研究成果を公表しようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとする。
- 5 第3項の規定は、乙について準用する。

(研究成果のとりまとめ等)

第17条 甲及び乙は、本共同研究終了後、速やかにその研究成果の概要を報告書としてとりまとめ、乙又は甲に提出するものとする。

(契約の解除)

- 第18条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項により、この契約を解除しようとするときは、あらかじめ甲と協議により、それまでの成果の扱いについて取り決めを行うものとする。

(準用)

第19条 第9条から第14条までの規定は、意匠権及び意匠登録を受ける権利並びに実用新案権及び実用新案登録を受ける権利について準用する。

(協議)

第20条 この契約に定めるもののほか、当該共同研究の実施に関し必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名

乙 住所
氏名

(別表第1)

甲の分担業務	乙の分担業務

(別表第2)

	所 属	氏 名
甲		
乙		

(別表第3)

	項 目	金 額
甲		
乙		

(様式5)

共同研究完了報告書

年 月 日

長崎県 研究機関長 様

申請者 住所
氏名 (名称および代表者の氏名) 印

平成 年 月 日付けをもって申請した「 共同研究の課題名 」については平成 年 月 日に完了しましたので、長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領第17条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- (1)共同研究の課題
- (2)共同研究の結果
- (3)共同研究担当者の所属、氏名

(様式6)

共同出願契約書

長崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲乙が共同して発明を行った、〇〇〇〇〇の共同出願に関し、次のとおり契約する。

(特許権の共有及び持分)

第1条 甲及び乙は、次の発明（以下「本発明」という。）に係る特許登録を受ける権利及び特許権を共有するものとする。

発明の名称

持 分 甲

乙

(登録料等)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する発明の出願及び特許権に関し、出願費、出願審査の請求料及び登録料を持分に応じ負担しなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める出願費、出願審査の請求料又は登録料を負担しないときは、乙が当該権利に係る乙の持分を放棄したものとみなすことができるものとする。

(発明の実施)

第3条 乙は、本発明を実施しようとするときは、甲と、別に定める実施契約を締結するものとし、実施契約締結後、定められた実施料を甲に対し支払わなければならない。

(第三者に対する実施の許諾)

第4条 甲又は乙は、甲及び乙以外の者（以下「第三者」という。）に対し、本発明の実施を許諾するときは、他の共有者の同意を得るものとする。

2 本発明について第三者から徴収する実施料は、持分に応じて甲及び乙に帰属するものとする。

(協議)

第5条 この契約で定めるもののほか、本発明の取扱いその他必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 長崎県

代表者

乙 社名

代表者 職氏名

(添付書類)

- ①会社定款
- ②会社経歴書
- ③その他会社の事業内容が判るもの